

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年11月13日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000050号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2000012号

## 第1 結論

昭和50年\*月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年\*月から昭和55年3月まで

20歳の誕生日の前に、父から私の将来のために国民年金に任意加入させる旨聞いていたが、国民年金の記録では、請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和55年2月18日にA社会保険事務所(当時)からB市に払い出された番号の一つであることが確認でき、請求者が所持する年金手帳の交付日が同年8月25日であること及びオンライン記録により、申し出た月の分から納付することができる付加保険料を同年8月分から納付していることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は、同年8月頃に行われたことが推認できることから、当該加入手続時点を基準にすると、請求期間のうち、昭和50年\*月から昭和53年6月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、その加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の父は既に亡くなっていることから、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料の納付状況の詳細を確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間中にC市、D市、E市と転居しており、これら複数の行政機関において請求者の国民年金保険料の納付に係る記録管理を続けて誤ったとは考え難い上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書等)はなく、請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000036号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000026号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年7月1日から平成15年9月1日まで

私は、平成12年7月から、A社の派遣社員として、C社(現在は、D社)に派遣され、平成18年4月まで継続して勤務していたが、請求期間について厚生年金保険の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社の派遣社員として勤務していた旨主張している。

しかしながら、B社の事業主は、就業規則に定められている派遣登録の有効期限経過により派遣社員の記録を削除しているため、人事記録、賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者を確定できない旨回答している上、請求者も、請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間における勤務形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、A社において、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日の平成15年9月1日に雇用保険の被保険者資格を取得しており、請求期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000054号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000027号

## 第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年2月10日から平成3年6月1日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、請求期間においてA社に勤務していたので、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録がないことに納得できない。調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所として記録されておらず、元事業主(訂正請求記録の対象者)は、既に死亡していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、B市は、訂正請求記録の対象者は昭和55年9月8日から平成4年3月26日まで同市において国民健康保険に加入していた旨回答している上、オンライン記録によると、請求期間の一部について、国民年金保険料は納付済みであることが確認できる。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。